

摂津市立学童保育室入室申請にかかる同意書

	確認事項	確認欄
1	学童保育室の入室手続きに必要な書類(雇用証明書等)は、指定期日内にすべての書類を提出する必要があります。一斉受付期間中に雇用証明書等を提出できない場合は、一斉受付期間内にまず誓約書を提出し、指定された期日までに書類を提出しなければ入室ができません。	<input type="checkbox"/>
2	保育料の減免の可否を決定するため、市町村民税課税状況その他必要な事項について、市が公簿等を確認したり、保護者に証明書等の提出を依頼することがあります。	<input type="checkbox"/>
3	申請後、パート・派遣等の雇用期間が更新された場合や勤務先・労働時間が変更になった場合は、変更後の「雇用証明書」を速やかに学童保育室またはこども政策課までご提出ください。また、就労から疾病や出産等、保護者の状況が変更した場合は「病気・出産証明書」等の提出が必要になります。	<input type="checkbox"/>
4	延長保育利用申込をされている方であっても、午後7時までには必ずお迎えに来てください。午後7時以降のお迎えが続く場合は、学童保育室の管理運営に支障が生じるため、入室許可を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
5	延長保育利用時の児童のお迎えは、原則として保護者が行ってください。保護者が就業などの理由で来られない場合は、16歳以上(高校生以上)の家族も可とします。	<input type="checkbox"/>
6	保育料を滞納された場合、他の利用者との公平を期すため、入室許可を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
7	学童保育室の運営上、指導員が度々注意しているにもかかわらず、騒いだり駆けまわったりしている場合や、他の児童に危険が生じると判断される場合は、入室許可を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
8	よりよい保育環境づくりのため、通所していた保育所等や所属している小学校と児童の情報を共有することがあります。	<input type="checkbox"/>
9	備考欄に記載している内容等により、個別の面談をする場合があります。	<input type="checkbox"/>
10	建物や備品等を故意に損傷した場合は、実費弁償となります。	<input type="checkbox"/>

(宛先) 摂津市長

※上記確認事項に同意します。

令和 年 月 日

児童 氏名 _____

保護者 氏名 _____